

フランス社会保障研究の現在

藤井 良治

はじめに	7 統計
1 社会保障研究の前提	8 翻訳
2 制度からみたフランスの社会保障	9 日仏社会保障比較研究
3 制度および政策面からの研究	10 フランス社会保障に関する情報
4 個別領域の研究	11 フランスにおける社会保障研究
5 社会保障の機能	おわりに
6 財政	

はじめに

本稿に課せられているのはわが国におけるフランス研究について論説することである。しかし、わが国のフランス社会保障の研究者はきわめて少ない。したがってフランス研究の動向を詳述することは特定の研究者の研究解説になってしまい、テーマの趣旨に沿うことにならないだろう。しかも社会保障という仕組みはそれぞれの国の経済および社会の発展と密接に結びついて形成されているから、外国研究はその国の経済や社会とわが国の経済や社会との類似性や近親性の度合いなどによって左右される。こうした点から云えば、わが国の近代化のモデルとなったドイツや第2次大戦後の民主主義、市場経済のモデルとなったアメリカとくらべて経済的、社会的な結びつきはさほど大きくないことなどから、フランスに対する関心はそれらの国に比べて低い。しかし社会保障のタイプを社会保険型や社会サービス型などに分けた場合、フランスの社会保障はドイツと並ぶ社会保険型の代表モデルであるということもあって、その意味ではフランスの社会保障に対する関心は低くはなく、社会保障研究の意義も少なくない。

わが国にとってのフランス社会保障のこうした位置づけを踏まえた上で、フランスの社会保障とそれらに対してどのようなアプローチがなされているかをわが国におけるフランス社会保障についての研究書や論文を参考にしながら、とりわけ最近のフランス研究の成果でもある『先進諸国の社会保障』（東京大学出版会，1999年）などを参照しながら以下に概観する。

1 社会保障研究の前提

社会保障はきわめて多様な要素によって構成される現代の巨大な社会的構造物である。その多様性は、社会保障が含んでいる対象や領域によっている。平たく言えば、社会保障は、揺りかごから墓場までということばに代表されるように、われわれが生涯において遭遇するさまざまな生活上の危険、すなわち、出産、育児、教育、就労、失業、病気、障害、退職、死亡などに由来する経済上、生活上の不安をもたらす、いわゆる社会的リスクに対処するためのものである。しかし生活上の不安に関わるものはすべて社会的リスクであるわけではなく、どれを社会的リスクとするかはそれぞれの社会によって異なる。また社会的リスクに対してどのような仕組みで対応するかも異なる。このことは社会保障が社会によって国によって異なる大きな理由でもある。社会保障は、たとえば病気を社会的リスクとして認めて、病気によって発生する費用を社会的に（すなわち強制的な負担の仕組みによって）負担することになるが、まず病気であることの判定や治療方針の決定は医師によって行われるから医療関係者の参加がなくてはならない。さらにその費用を患者に払い戻し、あるいは患者に代わって医師に支払うための管理運営組織が必要であり、それら全体は一つの制度として法規によって管理され、規制される。こうしてみると、社会制度研究一般に言えることであるが、社会保障研究は何をどのレベルで保障するのかという点からの権利論的・目的論的アプローチ、それが生活安定にとって必要なレベルであるのか、目的が過不足なく達成されているのかなどの点からの機能論的アプローチ、権利の実現や機能の達成がよりよく行われるためにはどのような仕組みであるべきかという点からの政策論的アプローチ、そして法規にもとづいて管理運営される体系という点からの制度論的アプローチなどのアプローチがあり得る。こうした研究アプローチという点からフランス社会保障研究を見た場合、研究の多くが制度論的アプローチに軸足を置いている。社会保障が行政組織と密接に結びついていることからまず制度から始めなくてはならないから、フランス社会保障研究におけるこれらのアプローチについて概観する前に、フランスの社会保障制度はどのようなものであるかを簡単に見ておこう。

2 制度からみたフランスの社会保障

フランスの社会保障は、第2次大戦後の創設によるが、その前身は、他のヨーロッパ諸国と同様に第2次大戦前の社会保険制度である。社会保険制度はよく知られるように19世紀後半のドイツにおいて創設されたいわゆるビスマルク社会保険に起源を持っているが、ドイツを隣国としながらフランスの社会保険制度の創設はヨーロッパでは比較的遅かった。1870年の普仏戦争によってドイツ領に編入されたアルザス・ロレーヌ地方にはドイツ社会保険が適用されたので、第1次大戦の勝利によってフランス領として取り戻したことで社会保険創設の気運が高まり、フランスでも社会保険が作られることになった。しかしその創設に至るまでに10年以上を要したということはまたフランスとドイツの社会的背景の違いをよく現している。とりわけ医療保険制度の創設に関して、医師団体、労働団体、使用者団体などの対応はそれだけで独仏の社会的、政治的な相違を比較するうえで格好の材料となろう。アルザス・ロレーヌ地方で実施されていたドイツ・モデルを採用すべきかど

うかで時間を費やし、ドイツ・モデルとはかなり異なるフランス・モデルを作ることとなった。しかし、現在でもフランス社会保障制度の中でアルザス・ロレーヌ地方の社会保険はドイツ・モデルをそのまま残している。この間の事情についてはすでにフランスの研究者による詳細な歴史研究⁽¹⁾が存在する。こうした当事者の思惑を調整して生まれた社会保険はやがて第2次大戦によってその機能を失ってしまったが、第2次大戦後、臨時政府のもとで社会保障計画が作成されて今日の社会保障制度の基礎が作られた。この社会保障創設にあたっては第2次大戦中のフランス国内勢力の対独協力の有無をめぐる抗争が持ち込まれて、他のヨーロッパ諸国の社会保障組織に比べて労働側の発言力の大きい仕組みを作り上げた。

そこでフランスの社会保障組織を概観しておこう。

フランスの社会保障は当初は医療、年金および労働災害からなる社会保険に家族手当が加わったきわめて限定的なものである。われわれが通常考えている失業や社会福祉は狭い意味での社会保障、すなわち法定された社会保障に含まれない。その意味では社会保障 (social security) という言葉が所得保障に限定されるイギリスの社会保障に近い。もちろん公的扶助、失業、社会福祉なども福祉制度として扱われるが法体系からみるとそれらは法定外制度ないしは法定制度の補足的制度と位置づけされる。

社会保険とともにフランスの社会保障を特徴づけるもう一つのもは、わが国のような皆保険、皆年金といった普遍性を必ずしも目指していないことである。もともと社会保険は特定の社会集団を対象として構成されるものであるから全国民、全住民を対象とする普遍主義とは相容れないものがあるが、フランスで社会保障が計画された当初はイギリスのベヴァリッジ計画の影響によって普遍主義を目指していた。しかし、社会階層、職種集団などさまざまな関係者の利害の調整が不調に終わり、でこばこでモザイク的と言われた制度の寄せ集め制的社会保障として出発した。

こうした背景を踏まえながらわが国におけるフランス社会保障研究について見てみよう。

3 制度および政策面からの研究

(1) 歴史研究

社会保障の歴史的展開を扱う研究も社会保障制度の形成過程や制度体系を考察するという点で制度論的アプローチの一つと見てよい。前にも触れたように制度論的アプローチに属する研究が多くを占めていると述べたが、歴史研究は制度論アプローチにおいて大きなウエイトを占める。

フランス社会保障制度の形成を体系的にあつかった研究はごく少数である。その一つは第2次大戦直後の1945年の社会保障計画に関する工藤恒夫（以下、敬称は省略する）の研究である⁽²⁾。この研究において工藤は社会保障計画立案の中心人物であるピエール・ラロック (Pierre Laroque) に焦点をあてて、ラロックの構想した社会保障の本質に迫ろうと試み、わが国のフランス社会保障研究におけるもっとも初期の成果と見てよい。ラロックについては工藤以外にも菊池勇夫や上村政

(1) H. Hatzfeld, *Le grand tournant de la médecine libérale, les édition ouvrière*, 1963.

(2) 工藤恒夫『現代フランス社会保障論』青木書店、1986年。

彦などの研究がある⁽³⁾。工藤は、ラロック研究と並んでラロック以後のフランスの社会保障の変革に立ち会ってきたデュペイルーの社会保障論についても検討を行い、1945年社会保障計画と1960年社会保障改革にそれぞれ関わった二人の人物の社会保障観によってフランスの社会保障の特質をえぐり出そうとしている。

フランスの社会保障の特徴としてあげられるのはたんに社会保険主義ということだけでなく、自主管理や国民連帯がある。これらは1945年社会保障計画においてラロックが重要視した理念である。ラロックは社会保障が国家の管理下で運営されるのではなく当事者によって運営されるべきであると考へた。とりわけ運営の主導権は財政の管理を確保することであると考へて、そのために社会保障の財政に国の参加を求めないという原則を貫こうとした。ドイツ社会保険以来、社会性を持った事業を行う場合、国は率先して財政支援を行うことでその責任を明らかにしてきたのに対して、ラロックは、社会保障において直接的「民主主義」の実現を図ったと言ってよい。ラロックの理想としたこの民主主義を具現しようとした社会保障一般制度⁽⁴⁾は今日でも国庫補助がないことを原則としている。財政面だけでなく、運営面における民主主義はいわゆる「社会保障選挙」においてよく示されている⁽⁵⁾。

ラロック・プランはフランスの社会保障形成を研究するうえでの第一歩である。のちに言及する加藤智章の『フランス社会保障における自律と平等』（北海道大学図書刊行会、1995年）もその第一章は「経済再建とラロック・プランにもとづく社会保障制度の創設」である。加藤の研究は、ラロック・プランの具体化の過程を克明に追うことにあり、ラロックの社会保障に関する理念や理論からフランス社会保障の特質を考察する工藤とはアプローチが異なっている。ラロック・プランの指導3原則として工藤が統一性、一般化、民主化をあげているのに対して加藤は単一金庫、一般性、自律性をあげている。それぞれ同じ内容を言っているが、その表現の差異は二人の研究者の視点の違い、あるいは歴史観の違いを表している。

フランスの社会保障は国が運営するのではなく、私法人格の社会保障金庫によって運営される。その運営機関は労使の代表によって構成され、労使の代表は社会保障選挙によって選出されるという他の社会保障制度ではあまり見られない運営方式を採用している。しかし、この自主管理の管理権をめぐる労使が対立するだけでなく、労働側の内部において主導権を握るための抗争を生むことにもなっている。1945年社会保障計画では、労使の力関係は労働側に傾いていたので、しばしば国の社会保障政策との対立が生じてきた。いわゆる5月危機を前にして行われた1967年改革以降、とりわけ経営者側を代表する保守政権のもとで社会保障選挙のあり方や社会保障金庫理事会の構成の偏りを是正する方向へと変化していく⁽⁶⁾。

(3) 上村政彦「P・ラロックの社会保障論」『健康保険』第191号、1962年1月ほか。同じく、上村政彦「ピエール・ラロック」(『社会保障の潮流』全社協、1977年)。

(4) 「一般」ということばはある種の普遍主義を意味するとともに、総合的な制度を意味したと理解される。実現した一般制度はその理想とはほど遠く、大多数の被用者制度をカバーするものの、既存の制度や被用者以外の人々を対象外とせざるを得なかった。

(5) 同書、147頁。

(6) 工藤の前掲書の「挫折と後退」(133-136頁)に詳しい。

社会保障形成の通史的研究としては『先進諸国の社会保障』の田端博邦の論文などがある。フランス革命期から1990年代のジュベ・プラン⁽⁷⁾までを駆け足で概観したものである。フランス革命期の人権宣言や革命憲法のなかに今日の生存権が主張され、それにもとづいて扶助を受ける権利が労働権とペアで主張されていることなどに触れている。これらは、今日の福祉国家において当然のこととされ、また社会保障を基礎づける理念として受け入れられているが、そのフランスが社会保障の成立や展開において先進的役割を果たさなかったのはなぜかといった研究は広い意味でのフランス研究の課題の一つでもある。同様に、社会保障前史的役割を担ってきた相互扶助組合（共済組合）について触れている。相互扶助組合は、今日においても社会保障の代替的役割だけでなく、ときとして社会保障と競合的関係にある。相互扶助組合についての研究もフランスの社会保障を背後から、あるは側面から考察する手がかりとなるだろう。1930年社会保険法の制定において1921年に政府案が議会にかけられたが、経営者、農業団体、医師団体、左派労働組合のほか相互扶助組合も国家統制を嫌って反対した。最大の反対理由は強制加入ということにあったが、フランス的自由主義あるいはフランス的個人主義と強制的社会保険との関係の考察もフランス社会保障の特質を明らかにするテーマである。1930年社会保険を構成する医療保険についてこうしたフランス的自由主義あるいは個人主義と強制医療保険成立を考察しているのは久塚純一の『フランス社会保障医療形成史』（北九州大学出版会、1991年）である。

(2) 制度・政策研究

翻訳を除くと制度研究に関する成書はほとんどない⁽⁸⁾。そうしたなかで伊奈川秀和の『フランスに学ぶ社会保障改革』（中央法規）は自律性、財源などをキーワードにしながら最新の情報にもとづいてフランスの社会保障政策を考察している。「フランスに学ぶ」というタイトルは、本書がわが国の社会保障政策にとって関心の高いテーマに的を絞る、そこから示唆を得ようといった配慮なのだろう。

4 個別領域の研究

(1) 医療保険

ドイツ社会保険成立において最も早く法制化されたのは医療保険法であった。また産業革命によって工業化が進むにつれて労働災害も多発し、疾病、傷害（障害）は労働者の生活を根底から崩す災厄であった。したがって、疾病保険（医療保険）や労働災害保険に対する必要度は大きかったはずであるが、フランス社会保険はドイツ社会保険から30年以上遅れて制定された。さきに述べたフ

(7) 1995年1月、ジュベ首相によって提出された社会保障運営組織改革、医療費抑制および社会保障財政再建に関連する社会保障改革案。労働側の圧力を弱めるための組織改革や給付レベルの引き下げと社会保障負担増を伴うこの案は労働側の猛反対に会い、ジュベ首相は退陣に追い込まれた。しかし、財政対策としての一般福祉税（Cotisation Sociale Généralisée）などは実現して現在も適用されている。

(8) 上村政彦「フランスの社会保障」、『欧米の社会保障制度』第2章、法律文化社、1978年。

ランス的自由主義、個人主義が医療保険の場合にもっとも顕著であった。

久塚の研究は第2次大戦までの時期に限定して、一つは医師の謝礼について、もう一つは医師の組織化に焦点を当てた歴史研究である⁽⁹⁾。久塚の研究では深く立ち入っていないが相互扶助組合が社会保険医療以前に果たした役割と実例のいくつかを紹介している。1930年社会保険における医療保険の制定とそこにおける診療報酬の取り扱いについては主として法制面からの考察に向けられている。1930年の医療保険が採用した償還制、責任料金、上限料金といった診療報酬の仕組みが戦後の「社会保障医療」にも引き継がれ、1970年代の全国料金表の導入まで続く。社会保険医療の診療報酬にも見られるフランス的自由主義を「古い体質を保有し続けた医師組合運動に支えられ」「慣習の論理を引きずった医師への謝礼の実際の姿に影響されざるを得なかった初期（社会保障）立法の成立、展開であった」と分析している。1971年の全国一本の協約方式への転換は「慣習の論理を引きずった」個別的、地域的な標準協約方式からの大きな転換であったが、この全国協約においてもフランス的自由主義、個人主義はその実施における大きな障害となった。というのは、医師側も被保険者側も複数の協約当事者が存在し、協約締結のたびに医師、被保険者のそれぞれの内部で協約締結をめぐる意見の対立が激化したからである。とりわけ医師側の対立は協約締結において事態を深刻化させ、締結された協約に行政裁判所（Conseil d'Etat）が無効判決を下して、医療保険の空白を生じさせるといった事態が繰り返された。そうした医師側の実態を分析することなくフランスの社会保障医療を理解することはできないという視点から「フランスにおける医師の組織化」がもう一つの研究テーマとして取り上げられているが、こちらは規約から見た医師組織の比較といった次元にとどまっている。

もう一つ医療保険についてのまとまった研究をあげるならば、先にあげた加藤の『フランス社会保障における自律と平等』すなわち『医療保険と年金』がある。タイトルは医療保険と年金であるが、家族手当や失業保険を含めた社会保障全体の発展過程を考察している。しかしもっとも力を入れているのは医療保険に関する考察であり、その点では久塚の研究とオーバーラップしている。しかし、久塚は診療報酬という面からフランスの医療保険の発展過程を考察しているのに対して、加藤は医療保険の制度的実態とその変更過程を通じてフランスの医療保険とその政策的特質を明らかにしようとしている。

これらと同じようにフランスの医療保険における協約方式とその改定変遷を追いかけることによって医療保険政策を探ろうとした論文として筆者の論文をあげる⁽¹⁰⁾。フランスの医療保険はその創設以来、恒常的にといっていいほどに診療報酬料金の取り決めをめぐる紛争が続いている。医師側が主張しているのは謝礼について医師と患者の間の「直接取り決め（entente directe）」原則の

(9) 医師の謝礼をめぐる医師と患者のやりとりは古来文学作品の格好の材料となってきた。久塚氏もモリエールの戯曲「病は気から」やバルザック、フロアベールなどを引用して医師の報酬は「患者からも値切り得るようなもの」「貧しい者からは謝礼は受け取らないこともよくあること」と述べているが、患者の多くは一般大衆ではなかったことに留意すべきだろう。医療保険制度が成立する少し前に書かれたジュール・ロマンの戯曲『クノック』も医師の謝礼をめぐる医師と患者の関係を知る上で興味深い。

(10) 藤井良治「フランスの医療保険政策の転換」千葉大学『経済研究』第6巻第3号、1993年3月。

維持であり、この原則を医療保険でどのように実現するかが社会保険医療の課題であったといっても過言ではない。1960年の標準協約方式の採用は「直接取り決め」原則を建前としながらも社会化の枠をはめようとする第一歩であった。1970年の全国協約はその枠をさらに拡大強化したものである。したがって医師側の反発は強く、医師ストライキを頻発させた。しかし、医療保険の普及は、医師の医療保険への依存も強めることになり、医師の統一的交渉力を低下させることにもなった。財政面から見ると、医療保険の普及は医療費の増加を招き、医療保険はより多くの負担を負わねばならなくなった。医療保険の負担増を患者が負うべきか（保険料の引き上げ、患者負担の引き上げ）、医師が負うべきか（診療報酬の凍結、引き下げ）を決める全国協約締結は当然医療保険の最大の関門となった。医師と患者（あるいは患者の代理者である医療保険）の調停には直接、間接に国が関与することになる。国が医療保険の拘束力を強化しようとするれば、1945年社会保障の原則から遠ざかることになる。医療保険における当事者管理か国家管理かという問題はフランスの社会保障の原則に関わる問題でもあり、医療保険政策の変化を追うことによってフランス社会保障の変化を読みとろうというのがこの論文の目的でもある。

成書の形をとらない社会保障の個別問題についての研究は少なくないが、多くは現状や制度の変更についての情報紹介とその分析である。『先進諸国の社会保障』シリーズの各論文も多分にこうした側面を持っている。社会保障研究者による研究だけでなく行政担当者による研究も多い。『先進諸国の社会保障』はシリーズの「医療保険制度と医療供給体制」（江口隆裕）はそうした論文の一つである。

医療保険においては医療を担当する医師の協力によって成り立っていることから、医師による研究も行われるようになってきている。医学的評価と経済的評価を結びつける診療報酬の決定に関して、諸外国との比較研究が盛んになっている。たとえば、アメリカで開発された定額制の代表的システムであるDRGについて、フランス版DRGを紹介するとともに、DRGとの比較検討を行っている研究などがある⁽¹¹⁾。

(2) 年金

医療保険制度のような研究はほとんどなされていない。加藤の『医療保険と年金』では1945年社会保障の一般化原則が年金保険で実現しなかった経緯の考察にとどまり、『先進諸国の社会保障』の第6章「年金制度」でも老齢年金制度の概要紹介にとどまっている。拋出制老齢年金だけでなく各種の無拋出老齢手当など高齢者の所得保障としての研究はほとんどないというのが現状である。

藤井の『現代フランスの社会保障』（東京大学出版会、1996年）の「年金制度」は年金の制度的側面だけでなく、年金制度の財政方式や公的年金がめざすべき年金の実質価値の維持のためにどのようなメカニズムを採用しているかといった視点やフランスの年金制度が抱えている問題、とりわけ賦課方式にもとづく年金制度にとって最も重要な決定因子である人口構成の悪化に対してどのような改革によって対応しようとしているかを最新の財政予測は紹介している。賦課方式化しつつあるわが国の年金制度もある意味で共通の問題を抱えているからである。

(11) 松田晋哉「フランスにおけるDRGの現状について」『病院管理』Vol.35, No.1.

なお、社会保障というより私的年金として位置づけられる補足退職年金制度についての研究は少なくないはずだが、雑誌論文を参照することができなかった⁽¹²⁾。

(3) 労働災害

労働災害は社会保障法と労働法にまたがる領域に関わり、研究者も労働法にも詳しい者に限られる。わが国でのこの分野の研究は、保原喜志夫⁽¹³⁾、および岩村正彦らによって行われている。

(4) 社会福祉

前にも述べたが、フランスの社会保障は社会保険主義を建前としていることから、社会福祉は社会保障を補足するものという位置づけがなされている⁽¹⁴⁾。欧米の社会保障において一般的に言えることだが、これは社会保障を所得保障に限定し、社会保障イコール所得保障といった図式が存在することからきているものと理解される。フランスにおける社会保障の代表的な教科書であるデュペルーの『社会保障法』⁽¹⁵⁾は、フランスの社会的保護システムを「社会保障組織（社会保障法典第111条の1に定めるもの）」、「失業補償を含む社会保障給付を補足する各種の事業」および「最低所得保障と社会扶助」からなるとして、社会保障は社会保障法典⁽¹⁶⁾に定める一般制度などの社会保障運営組織とそれらが行う事業であるという定義がなされている。したがって、わが国やILOによる社会保障との比較で見ると、前述の3つを含む「社会保護」という概念によらねばならない。

フランスの社会福祉の全般的な紹介としては『世界の社会福祉』（放送大学教育振興会、1997年）のなかの「フランスの社会福祉」（松村祥子）がある。ここではフランスの社会保障における社会福祉の位置づけなどには言及せずに概説にとどまっている。『先進諸国の社会保障』第11章「社会扶助」（林信明）は公的扶助すなわち公的救済⁽¹⁷⁾から社会扶助への歴史的変遷を含めて社会福祉を展望しているが、フランスの社会保障における社会福祉の位置づけについては十分な言及がな

(12) 初期のものとしては、藤井良治「フランスの補足退職年金制度」（社会保険法令と実務、第10巻第6号、第7号、1972年）がある。最近のものとしては、加藤智章「フランスにおける補足退職年金制度の位置づけ」（『季刊社会保障研究』第33巻第2号、1997年）がある。

(13) 保原喜志夫「フランスの労災補償と損害賠償」労働省労働基準局労災管理課、1983年。岩村正彦『労災補償と損害賠償 イギリス法とフランス法との比較法的考察』東京大学出版会、1984年。

(14) 「社会福祉」はフランス語では「aide sociale」である。国によっては「social welfare」すなわち「社会福祉」を社会保障と同義に用いることがあるが、社会保険主義を採用する国では両者を区別している。ただ、フランス厚生省が刊行した「Sécurité Sociale en France」の英訳版を「Social Welfare in France」としている例がある。

(15) Jean-Jacques Dupeyroux : Droit de la sécurité sociale, Dalloz. 数年ごとに改版され、最新のものは第12版である。

(16) 社会保障に関する法制は社会保障法典（code de la sécurité sociale）である。社会福祉に関する法制は社会保障法典ではなく社会扶助法典（code de l'aide sociale）による。

(17) assistance publique. 林は公的救済としている。

い。

社会福祉の一分野としての社会事業に関しては林の膨大な研究書『フランス社会事業史研究』（ミネルヴァ書房，1999年）がある。社会事業の歴史は1601年のイギリスのエリザベス救貧法から説き起こすのが通例だが，フランスの教科書は1554年のフランソワ1世によるパリ救貧院⁽¹⁸⁾に言及するのを忘れない。林の『フランス社会事業史研究』ではパリ救貧院から始まって19世紀末の第3共和制にいたる社会事業および公的扶助に関する詳細な考察がなされている。フランスは近代社会に多くの影響を与えた先進的な思想や理念を生み出したが，それがなぜフランスにおいて継承され，開花しなかったのかまでは踏み込んでいない。「財源不足の中で」というのは一つのキーワードであろう。革命に続く19世紀のめまぐるしく変わる政治体制と産業化の遅れ，とくに社会事業において少なからぬ影響力をもっていた教会と脱教会としての公的扶助など多様なアプローチが必要であろう。林は1889年のパリ万国博覧会にさいして開催された「パリ万国救済会議⁽¹⁹⁾」について触れ，そこに見られる救済思想は「当時の世界各国の水準を遙かに超えるものであり，今日においてすら超えられない内容が盛り込まれていた」と評価している。理念と現実の乖離の大きさはある意味でフランスの特徴とも言えるものであるが，この点については，「社会福祉と社会保障の相補性はきわめて現代的な問題」としており，この問題は今後のフランス研究をまちたい。

社会福祉の個別的テーマについては『先進諸国の社会保障』の第12章「高齢者福祉サービス」（白波瀬佐和子），第13章「障害者福祉」（大曾根寛），第15章「児童福祉サービス」（神尾真知子）の論文がある。フランスの高齢者政策は1962年のラロック報告以来，所得保障だけでなく高齢者の生活面での自立を支援する施策へ向けた努力が行われてきた。そのなかで高齢者の生活の基礎を施設に置くのか在宅に置くのかといった議論も早くから行われており，北欧モデルの影響も見逃せない。高齢者の生活支援の課題は最終的には介護サービスに帰着するが，在宅か施設かという2極化ではなく，それらの間にさまざまなレベルの対応ができるような仕組みを作ろうという試みはラロック報告以降一貫している。ドイツの介護保険創設によって介護サービスを社会保障の枠組みとして取り入れる提案がなされ，法案化されたが，財政的な理由から実施に至らなかった。介護保険に代わって現在実施されているのは特別介護給付制度（*prestation spéciale dépendance*）である。従来の低所得者を対象とする公的扶助としての高齢者介護支援から中程度の所得階層までをカバーする高齢者介護に拡大したもので，わが国のように社会保険による普遍的な仕組みではなく，財源も税である。

障害者に関しては福祉サービスによる対応，年金保険など所得保障による対応，家族給付による対応，あるいは雇用確保による対応などがある。障害者福祉の領域では1960年代からノーマライゼーションやインテグレーションなどが議論されていた。1970年代には西欧の福祉はそれなりに高い

(18) Le Grand Bureau des Pauvres. 林は救貧事務所としている。

(19) 万国博覧会はサン・シモン主義者であったミシェル・シュバリエとその親友で保守的社会改良家ル・プレーによって企画，実現されたことはよく知られている。万国救済会議も公的介入や社会主義に反対するル・プレーの発案であったという。万国博覧会そのものはサン・シモン主義者たちによって継承された百科全書的視点から企画された。

水準を実現し、選別主義から普遍主義へという福祉の再統合の動きが起こり、所得保障においても公的扶助と社会保険の統合が提案された⁽²⁰⁾。しかし、その後の経済の停滞によってそうした提案も影をひそめた。

社会保障のウエイトが医療や年金から社会福祉へと移るようになるとフランス研究における社会福祉研究も増えつつある。『世界の社会福祉（イタリア、フランス）』（旬報社、1999年）が編纂されたのもこうした状況を反映している。執筆者の多くはすでに参照した研究者で、『先進諸国の社会保障』と重複している部分も多いが、社会福祉に重点が置かれている（たとえば障害者福祉については「障害者福祉」（出雲祐二）、「社会福祉の国際化」（岡伸一）。ここでひと言付け加えるならば、社会保障（社会保険）研究者と社会福祉研究者とでフランス語に当てる日本語訳が異なることがある。二つの分野のアプローチの違いを反映しているのだろうか。

ところで、フランスの社会保障制度において「社会福祉サービス」は社会保障を補足するものという位置づけであると述べたが、じつは医療保険制度、年金制度、家族手当制度のそれぞれが本来の給付のほかに「保健・福祉事業（action sanitaire et sociale）」とよばれるサービスを行っていることに留意すべきである。これは部分的ながら社会福祉サービスを代行するものであり、ある意味でフランス的社会福祉である。

（5）家族手当

家族手当制度に関する研究は早くから上村政彦によって行われている⁽²¹⁾。上村は、フランスの社会保障法が労働法から派生していることも踏まえた法制度面からの研究を行うとともに、西欧の他の国々に先駆けてなぜフランスで家族手当制度が形成されたのかという社会的背景も合わせて分析している。

本来児童手当が主体である家族手当制度は、社会保障の発展とともに「児童」から「家族」へとその対象を拡大してきた。児童手当は貧困と子沢山という問題に対する経済面での解決策であったが、次第に所得再分配機能の重要な担い手として活用されるようになっていった⁽²²⁾。さらにフランスの社会保障がそのなかに直接取り入れていない社会福祉的機能を家族手当に求めるようになり、障害者に対する給付、新婚夫婦に対する住宅援助や経済的支援など多岐にわたるようになって、あまりにもその対象を拡大したことにより家族手当制度の見直しが行われている。

このようなフランスの家族給付制度は人口維持、所得再分配、社会福祉などといった多様な機能をもっているため、それらの目的と機能に関しては多方面からの考察、分析が必要である。

なお、わが国の社会保障では周辺のなものでしかない住宅問題はフランスの家族手当制度において児童手当と並ぶ重要な柱である。この分野の研究は原田純孝が行っている。

(20) Michel Laroque の Revue Française des Affaires Sociales の論文など。

(21) 上村政彦「フランス家族手当法の生成と発展」『国際社会保障研究』No.10, 1973年ほか。

(22) 藤井良治「フランスの社会保障」報告書『社会保障制度の国際比較』第8章, 財政研究所, 1982年。

(6) 失業

フランスの社会保障において失業保険は社会保障の補足制度として位置づけられていることはすでに述べた。『先進諸国の社会保障』で「失業保険と雇用政策」(岡伸一)以外にもこの分野の研究論文は少なくない⁽²³⁾。1970年代以降一貫して10%前後の高失業率を経験してきたフランスの失業給付や雇用政策はわが国と無縁のものと思われてきたが、最近わが国も失業率の増加を経験するようになって、職種転換支援や早期退職制度は身近になってきたので、違った視点での研究が盛んになるかも知れない。

5 社会保障の機能

始めに述べたように社会保障研究のほとんどは制度論または政策研究である。日仏の社会保障比較を機能論的な視点から行っているのは現在のところ藤井の『現代フランスの社会保障』だけであるように思われる。ここでは主として所得保障としての年金をとりあげて、その所得再分配効果について、とりわけわが国でも問題となっている世代間の分配について考察している。また年金財政において論争の種となる賦課方式か積立方式かという問題に関して、全国民を対象とするような公的年金の場合に市場における財政操作はほとんど不可能であるという議論を考察し、わが国の場合についても検討している。医療保障や国民生活全般について公平に関する研究、とりわけ世代内部と世代間の再分配に関する比較研究は今後の課題である。

6 財政

社会保障支出は国家財政にとっても経済にとっても無視できないほど大きなウエイトを占めるようになってきている。フランスの社会保障財政は国家の外に置くことによってその自律性を確保するはずであったが、社会保障財政は今日では自律性と国家管理というジレンマのもとに置かれている。これまで拘束力を持たない社会予算を議会に参考資料として提出していたが、1996年には国の財政と同じような資格で社会保障財政法を議会で承認するようになった。『先進諸国の社会保障』第3章「財政制度と社会保障財政」(矢野秀利)は「この結果、社会保障は国の管理下に実質的にも形式的にも置かれることになり、このことをもって少なくとも社会保障財政は不確実の時代から抜け出すことになった」と評価している。

7 統計

社会保障にとっても統計は不可欠である。とりわけ給付に関する統計は社会保障の構造を明らかにする上で重要である。また財源に関する統計は社会保障運営がどのような基準にもとづいて行われるかを示す。給付の構造と財源の構造を知ることその国の社会保障の実態を知ることであり、

(23) 岡伸一「フランスにおける部分的失業補償」大分大学『経済論集』第40巻第6号ほか。

また国際比較において重要な手がかりとなる。フランスの社会保障統計に関する研究としては、社会保障研究所の調査研究がある⁽²⁴⁾。医療保険および医療制度に関する統計の調査、収集は医療経済研究機構の研究会によって継続的に行われ、『フランス医療関連データ集』としてまとめられている⁽²⁵⁾。

8 翻 訳

フランスの社会保障に関する翻訳は、ゲッティング『社会保障』、デモット『フランスの社会福祉』、パイヤ『老年の社会学』、デュペイルー『フランスの社会保障』、テヴネ『現代フランス社会福祉』などと少ない⁽²⁶⁾。

もっとも初期のものは『社会保障』である。クセジュ文庫の翻訳で、当時はフランス社会保障を知る唯一のものであった。社会保障制度が大きく変化してしまった現在は歴史的資料と言うべきか。その意味では『フランスの社会保障』も同じである。同じ著者の『社会保障法』の縮刷版ともいうべきものである（原著はどちらも数年ごとに改版されている）。これらが対象としているのは1970年代前半までの社会保障制度だから、現在の社会保障制度を知るのには適切でない。

『フランスの社会福祉』は、わが国の社会保障に対する関心が社会福祉より社会保険に向けられていた時代に翻訳された。そうした点での意義は少なくなかったが、今日では社会保障と同様で社会福祉もかなり変化している。もっと新しい社会福祉について知るには『現代フランス社会福祉』を参照することができる。

高齢者問題がわが国で関心と呼ぶようになったのは老人保健制度創設へ向けた検討が行われようとしていた時期であった。『老年の社会学』はそうした時期に翻訳された。著者パイヤはフランスの高齢者問題を様々な側面から調査、分析したラロック報告⁽²⁷⁾の作成者の一人である。高齢者問題を扱ったコンパクトな概説書である。

フランス社会保障を研究する場合、必ず目を通さなければならない基礎資料は法律である。社会保障関係の法律をまとめた「フランス社会保障法典（Code de la Sécurité Sociale）」の翻訳が『ヨ

(24) 社会保障研究所の報告書『諸外国の社会保障制度の財政構造に関する研究』1991年。フランスについては藤井が担当している。

(25) 最新のものは2000年版。研究会（フランス医療保障制度に関する研究会）は大学の研究者とフランス勤務経験のある行政官によって構成されている（岩村正彦、加藤智章、久塚純一、松田晋哉、藤井良治、伊奈川秀和、江口隆裕、田坂治）。

(26) 『社会保障』アンドレ・ゲッティング（柳沢恭雄、船越章）、白水社、1951年。『フランスの社会福祉』G・デモット（阪上裕子）、岩崎学術出版社、1970年。『老年の社会学』ポール・パイヤ（藤井良治）、白水社、1974年。『フランスの社会保障』J.-J. デュペイルー（上村政彦、藤井良治）、光生館、1978年。『現代フランス社会福祉』アメデ・テヴネ（林 信明）、相川書房、1987年。

(27) *Politique de la Vieillesse, Rapport de la Commission d'Etudes des Problèmes de la Vieillesse* présidé par P. Laroque, 1962. フランスにおける高齢者政策のバイブルと言う者もいる。

ヨーロッパの社会保障法』⁽²⁸⁾に収められている。社会保障法典は健康保険組合連合会の社会保障研究室の事業としてほぼ10年の歳月をかけて翻訳された。今日では制度の変化にともなって法典も大きく変化してしまったが、翻訳作業を通じてフランス社会保障研究の基礎を築いた意義は大きい。翻訳作業は共同で行われ、翻訳に参加した者たちはのちにフランス社会保障研究の中核を担うこととなった⁽²⁹⁾。

9 日仏社会保障比較研究

1995年9月から96年5月にかけて日仏会館（Maison Franco-Japonaise）と年金総合研究センターの共催で行われた連続シンポジウム「人口の高齢化とその社会経済的影響」がある。このシンポジウムの中心となったのは年金問題であった。日本側からは人口問題、労働経済学、社会保障などの専門家が、フランス側はギルマール（A.-M. Guillemand：老年社会学）、ル・ブラ（H. Le Bras：人口問題）、レイノー（E.Reynaud：年金問題）、ソツテル（C. Sautter：公共経済学、日本経済）などの専門家が参加した。ここで日仏それぞれの専門家は高齢化が抱える共通の問題とそれぞれの国に固有の問題を率直に議論することによって、社会保障は一つのモデルに収斂するのでも多様化するのでもないことを確認した。

高齢者介護に関しては、介護保険制度の創設に合わせて欧米における介護問題の実情についての調査が行われた一方、国際シンポジウムが活発に行われてきた。日仏の比較研究の一環として行われたシンポジウムの報告集は1994年に『フランスの高齢者介護サービス・コーディネーション』（中央法規、1994年）としてまとめられている。

これらの国際交流に参加したのは日本研究者ではなかったが、こうした機会を通じて日本研究者が生まれるようになるかも知れない。現在のところ、日本とフランスにおける社会保障研究においては、日本におけるフランス研究に比べてフランスにおける日本研究は皆無に近い。前述の「人口の高齢化とその社会経済的影響」シンポジウムをコーディネートしたエスティエンヌ（J.-F. Estienne）は数少ない研究者であり、とくに日本の年金問題に詳しい。日仏シンポジウムののちフランス政府刊行物センターから『人口高齢化と日本における年金問題』⁽³⁰⁾を出版している。社会保障の分野でも少しずつフランスでの日本研究が始まっている。なお、フランスの経済社会発展計画策定委員会の報告書『諸外国の医療政策』のなかで老人保健制度を紹介した論文「日本における高齢者医療政策」⁽³¹⁾は厚生省からOECDに出向していた行政官によるものである。

(28) 有泉亨監修『ヨーロッパの社会保障法』東洋経済新報社、1977年。

(29) 現在までフランス研究にかかわっているのは上村政彦、保原喜志夫、工藤恒夫、藤井良治である。このほか当初からのメンバーとして参加していたのは小久保誠人、飯塚滉、平井和秀、一圓光彌。

(30) J.-F. Estienne, *Vieillesse et retraite au Japon*, La Documentation Française, 1996.

(31) S. Ota(太田 晋): *La politique médicale pour les personnes âgées au Japon*, in *Les Politiques de Santé Etrangère*, Commissariat Général du Plan, 1987.

10 フランス社会保障に関する情報

フランスの社会保障を含めて海外の社会保障に関する研究および情報提供を定期的に行っているのは、国立社会保障・人口問題研究所（旧社会保障研究所）の『海外社会保障研究』と健康保険組合連合会の『海外情報』である。『海外社会保障研究』は初期のものは情報提供が主であったが、現在は研究にウエイトが置かれている。これに対して『海外情報』は健康保険組合連合会の社会保障研究室が編集発行してきた調査研究誌『調査時報』や『国際社会保障研究』の廃刊後、これらを引き継ぐ形で海外の医療保険関連の情報提供にウエイトを置いている。

11 フランスにおける社会保障研究

日本の研究者が社会保障を学ぶさいにまず手にするのは教科書や概説書である。以下に、フランスの社会保障研究において参照されることの多い出版物や定期刊行物の代表的なものについて簡単に触れる。

フランスの社会保障研究を網羅的にレビューするためには社会保障関連の著書だけでなく、それぞれの分野ごとの研究誌での論文を渉猟しなければならないが、ここではその必要はないだろう。そこで研究者が最初に通過する概説書や代表的研究誌に限定する。

社会保障の教科書としては、まずあげられるのはすでに参照したデュペルレーの『社会保障法』である。フランスの制度の解説にとどまらず、歴史、目的、機能、経済的機能など広範な視点から社会保障を体系的に解説しているもっとも標準的な教科書である。デュペルレーの『社会保障法』に対してよりイデオロギー的視点を前面に出した教科書にイヴ・サン＝ジュールの編纂する『社会保障論』⁽³²⁾シリーズがある。シリーズ第2巻のミルズの『社会保障の経済学』⁽³³⁾は社会と経済という相補的かつ不可分の問題を真正面から取り上げている。これ以外にも概説書は枚挙に暇がない。

フランスの社会保障研究における特徴として、行政担当者の論文や著書が少なくないことである。フランス社会保障立案者として知られる前出の P・ラロックと彼の協力者 F・ネットルの論文や著書⁽³⁴⁾はいまやフランス社会保障の古典的地位を占める。これも古典的研究書になりつつあるがセカルディの『保健・福祉施設』⁽³⁵⁾に始まり、現蔵相（前首相）L・ファビウスの経済成長と社会保障との関係についての論文、前蔵相 D・ストロース＝カーンの『貯蓄と年金』や E C 統合に関連する『ヨーロッパ社会保障の将来』⁽³⁶⁾、前出の日仏シンポジウムに参加した前蔵相 C・ソッテルの論文、厚生省の行政官 M・ラロックの『現代フランスの福祉政策』⁽³⁷⁾など枚挙に暇がない。

(32) Y. Saint-Jours : *Traité de Sécurité Sociale*, LGDJ.

(33) C. Mills : *L'Economie de la Sécurité Sociale*, LGDJ.

(34) Francis Netter : *La sécurité sociale et ses principes*, Sirey, 1959.

(35) D. Ceccaldi : *Les institutions sanitaires et sociales*, Editions Foucher.

(36) D. Strauss-Kahn : *L'avenir de la sécurité sociale en europe*, Economica.

(37) M. Laroque : *Politiques sociales en France contemporain*, STH.

医療保険や医療経済の研究書は社会保障関連の研究書や論文の中でももっとも数が多いので、一つだけ、日本の医療制度に関心をもち日本の研究者とも交流があるというパリ第12大学のマノーニ＝ディンチニャーノの名をあげる⁽³⁸⁾。

年金は公的年金の研究に加えて、公的年金の財政的行き詰まりを背景に近年私的年金の研究が盛んになっている。前出のストロース＝カーンらの『貯蓄と年金』⁽³⁹⁾、最近の研究ではレイノーの『フランスの退職年金』⁽⁴⁰⁾などがある。年金の危機といった視点では、パリ第9大学のバポーの『退職年金はなくなるか』⁽⁴¹⁾はわが国の研究者たちがしばしば引用する。

社会福祉関係の教科書は「8 翻訳」であげたテヴネの『現代フランス社会福祉』やアルファンダリの『社会扶助』⁽⁴²⁾がある。

最後に、フランスの社会保障研究に欠かせない代表的定期刊行物について触れる。まずあげねばならないのはデュペルーの編集による月刊誌『社会法』(Droit Social)である。どちらかという労働法関係の論文が主だが、社会保障に関しても制度問題だけでなく経済、財政問題などを扱った論文も少なくない。デュペルーの『社会保障法』で参照されている論文の大半は『社会法』に掲載されたものである。厚生省が編集刊行している『フランス社会問題雑誌』(Revue Française des Affaires Sociales)も内部の研究者だけでなく外部の研究者も参加する研究誌である。保健・福祉事業に関連する雑誌としては『季刊保健・福祉法雑誌』(Revue trimestrielle de droit sanitaire et social)がある。法令その他の実務的情報源として日刊の『リエゾン・ソシアル』(Liaisons Sociales)がある。

このほか、社会保障専門誌ではないが経済、財政面から社会保障を扱っているのは経済統計研究所(INSEE)の『経済と統計』(Economie et Statistique)および『統計と財政研究』(Statistique et Etudes Financières)、『政治経済学雑誌』(Revue d'Economie Politique)などがある。

社会保障関係の文献、資料を参照するには官報出版センター(Journaux Officiels)と厚生省図書室がある。官報出版センターでは戦後の官報、法案および議会議事録がすべて自由に閲覧できる。厚生省図書室には社会保障関係の書籍、雑誌が備えられている。なお、筆者が寄贈した『ヨーロッパの社会保障法』と『現代フランスの社会保障』も書架に収められている。

おわりに

わが国におけるフランス社会保障研究をおおざっぱに概観した。すべての論文や研究書に目を通すことができなかつたので手元にある資料で間に合わせたためにこの概観から抜け落ちた研究は少

⁽³⁸⁾ B. Manjoni d'Intignano : Santé, mon cher souci, Economica, 1987.

⁽³⁹⁾ D. Kessler et D. Strauss-Kahn : L'épargne et la retraite, Economica.

⁽⁴⁰⁾ E. Reynaud : Les retraite en France, le rôle des régimes complémentaires, La Documentation Française, 1994.

⁽⁴¹⁾ A. Babeau : La fin de retraite?, Hachette, 1985.

⁽⁴²⁾ E. Alfandari : Aide sociale, Dalloz.

なくないと思う。また社会保障関連領域の研究についても同様である。『先進諸国の社会保障』で対象としているフランス経済（長部重康）、行政法、財政法（木村琢磨）なども省略した。これらのことから偏ったフランス研究の概観となった。ここで言及されなかった研究者にとって不満であるだけでなく、筆者にとっても不満である。

最後に、外国研究における共同研究の重要性について触れておきたい。言語も概念も異なる他国に関する研究において、研究の基本的問題について共通の認識が求められることがある。研究書の共同執筆のさいに行われる調整作業といったものはあるが、研究者はそれぞれ異なった研究スタンスを持っているので、通り一遍の調整に終わることが多い。この点に関して、『ヨーロッパの社会保障法』の翻訳作業は法律、行政、経済、財政などさまざまな分野の研究者が用語や概念の統一を図りながら進められたので得るところが大きかった。フランスの社会保障に関する研究において研究者の増加とともに研究の細分化が進んでおり、その意味でも研究の基礎となる用語や概念を検討する場を持つことは必要であろう。

（ふじい・りょうじ 桜美林大学経営政策学部教授）

<p>復刻内容</p> <p>経済復興会議 （1～3巻, 2000年6月） 産業復興会議, 地方別復興会議 （4・5巻, 2000年8月） 業種別復興会議, 企業別復興会議 （6・7巻, 2000年10月） 労働組合 （8・9巻, 2000年12月） 政党・経済団体 （10巻, 2001年1月）</p>	<p>編集 中北浩爾「大阪市立大学」吉田健二「法政大学大原社研」 編集協力 法政大学大原社会問題研究所</p> <p>片山社会党首班内閣を経済安定本部とともに支えた経済復興会議をはじめ、各種復興会議・労働組合・経済団体・政党などの資料を集大成し、経済復興運動の全容を初めて明らかにする。</p>	<p>片山・芦田内閣期 経済復興運動資料</p> <p>全10巻</p>	<p>復刻期間</p> <p>第1巻1号（大正12年8月）から第3巻8号（昭和11年8月）まで</p> <p>第1回（2000年5月） ①巻②巻③巻 第2回（2000年7月） ④巻⑤巻⑥巻 第3回（2000年9月） ⑦巻⑧巻 第4回（2000年11月） ⑨巻⑩巻 第5回（2001年1月） ⑪巻⑫巻</p> <p>菊判上製 各巻平均600頁 定価各巻20,000円</p>	<p>推薦</p> <p>大内 力 社会問題、労働問題、農民問題の研究者が依拠すべき資料 大谷禎之介 戦前の研究活動の多面的な再検討を期待する</p>	<p>★研究所創立八十周年・法政大学合併五十周年記念出版</p> <p>大原社会問題研究所雑誌</p> <p>全12巻</p>
<p>B5判上製 各巻平均500頁 各巻25,000円</p>			<p>〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2 TEL 03(3230)1661 FAX 03(3265)2993 http://www.nikkeihyo.co.jp</p> <p>●価格は税抜</p>		
<p>日本経済評論社</p>					